

## 質問事項：「手話言語法」の制定について

改正障害者基本法で「手話」が言語に含まれることが明記され、障害者総合支援法・意思疎通支援事業において手話通訳制度が実施されているところですが、その範囲は生活・福祉の限られた場面に留まっています。

実際に手話言語法が制定された諸外国の状況を見ると、ハンガリーでは、手話言語通訳サービスを法の中で規定することにより、手話言語通訳者の増加や、活躍分野の拡大によってろう者の社会進出の促進につながっており、韓国では、法の制定によって、ろう学校の教員に対する手話言語習得のための研修が設けられ、ニュージーランドでは、法の制定により司法の場面における手話通訳の使用が認められるようになるなどの波及効果がありました。

このように、日本においても手話言語法が制定されれば、さまざまな分野での手話言語関連施策の拡充が期待されます。ろう者等への手話言語獲得・手話言語を使える環境整備を保障する「手話言語法」を制定し、福祉・医療・雇用・教育・司法・防災等の様々な場面で具体的施策を行うことにより、ろう者等の真の社会参加を促進できるものと考えます。それを通じ、きこえる・きこえない、さまざまな考え方・価値観を持つすべての人を包摂し、多様性を認め合う社会が作られていくものと確信しております。

この「手話言語法」の制定について、あなた様のご見解をお聞かせください。

1. 手話言語法制定に賛同しますか。(該当する項目に○印をおつけください。)

①はい      ②いいえ

2. 質問1で「①はい」と答えた方にお聞きします。

法の制定に向けてどのように取り組まれますか。

該当するものに☑をしてください。(複数回答可)

- 手話言語法制定を国に要望していきたい  
手話言語法制定を検討していきたい  
手話を広める知事の会の周知・協力を行っていきたい  
全国手話言語市区長会の周知・協力を行っていきたい  
その他

(

)

3. 質問1で「②いいえ」と答えた方にお聞きします。

法制定にご賛同いただけない理由を具体的にお聞かせください。

該当するものに☑をしてください。

- 手話言語法の必要性を感じられない  
手話言語法について認識していないため  
手話言語法については認識していたが、詳細の検討まで至っていないため  
その他

(

)

4. 手話言語法の制定により具体的施策を行うことで、ろう者等の真の社会参加の促進につながることを求められています。そこでお尋ねします、あなたがきこえない・きこえにくいに係る取り組みで、取り組もうとしていること、またこれまで取り組んできたことを教えてください。

①これまで取り組まれてきたこと

該当するものに☑をし、具体的内容について記入してください。

☑	項目	内容
☐	福祉関連	お年寄りの方々にバリアフリーが実現できるように盲導犬の活用
☑	医療関連	安心して暮らすための環境の整備のため、ICFの拡大とコトの連携
☑	雇用関連	安心して暮らすための「アビリティ」を仕事内容の調整
☑	教育関連	教育支援のため 校外活動の充実、通学支援の充実
☑	司法関連	安心して法律相談が受けられるようサービスの充実
☑	防災関連	災害時の避難支援の充実、特に車いす利用者の充実
☐	その他	

②今後取り組もうとしていること

該当するものに☑をし、具体的内容について記入してください。

☑	項目	内容
☐	福祉関連	上記と同じ
☐	医療関連	〃
☐	雇用関連	〃
☐	教育関連	〃
☐	司法関連	〃
☐	防災関連	〃
☐	その他	

党 名 医師会

候補者氏名 えんとう 宣孝

提出先 Eメール: [saitama@jfd.or.jp](mailto:saitama@jfd.or.jp)